

島交企甲 第 1 1 4 8 号  
島交指甲 第 2 4 9 号  
島交規甲 第 3 0 9 号  
令和 6 年 4 月 1 6 日

関係所属長 殿

保存期間	5 年
------	-----

島根県警察本部長

交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等の更なる推進について（通達）

標記の件については、交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する懇談会（平成25年12月）において、交通指導取締り、最高速度規制等を更に交通事故抑止に資するものとするを目的として、交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する提言が取りまとめられた。

これまでも、交通事故抑止に資する交通指導取締り・最高速度規制等の更なる推進について（平成31年4月2日島交企甲第1233号ほか本部長通達。以下「旧通達」という。）による取組が進められてきたところであるが、各関係所属においては、引き続き、下記の取組の着実な推進に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

## 記

### 1 基本的な考え方

交通事故の抑止、被害軽減等を図るには、適切な最高速度規制等を実施し、交通指導取締り、交通安全教育、情報発信等により、これを遵守させるという総合的な速度管理が重要である。

特に、速度管理の考え方や交通指導取締りの効果を示すなど具体的かつ分かりやすい情報発信に努め、これらについて県民の理解を深めることが必要である。

### 2 交通事故抑止に資する最高速度規制等

交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるよう規制速度の見直しを引き続き推進するとともに、補助標識の活用等により最高速度規制の実施理由について運転者の理解を促進し、その遵守を図ること。

あわせて、特に高速道路における最高速度規制の遵守や追越し車線の適切な利用等を促すため、道路管理者等と連携した広報啓発活動、特定車両の通行すべき車両通行帯を指定する交通規制、赤色灯を点灯させたパトカーによる警戒活動等の推進に努めること。

### 3 交通事故抑止に資する交通指導取締り

#### (1) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通指導取締りの実施に当たっては、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、取締り時間・場所・体制等の取締り計画を組織的に検討するとともに、取締りによる交通事故抑止の効果検証に基づき取締り計画の不断の見直しを行うこと。

あわせて、分析結果等を踏まえ、無免許運転、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反及び県民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置き、これらの違反を行う運転者への注意喚起に結びつくような、広報と一体となった指導取締りをより一層推進するとともに、赤色灯を点灯させた白バイやパトカーによる警戒活動等の取締り以外の活動についても推進すること。

また、生活道路や通学路等においても取締りを行うため、地域住民の要望等を踏まえ、可搬式速度違反自動取締装置を効果的に活用すること。

#### (2) 速度取締り管理の考え方の情報発信

「島根県警察速度管理指針」における総合的な速度管理の内容及び、各警察署等単位の「速度取締り指針」における地域単位での速度取締り管理の考え方について引き続き県民への情報発信を行うこと。

### 4 留意事項

上記施策に取り組むに当たっては、次の事項にも留意すること。

#### (1) 交通安全教育の推進

規制速度の遵守等に係る運転者教育に限らず、こどもや高齢者を始めとする運転者以外の者への交通安全教育についても引き続き推進すること。

#### (2) 交通事故抑止に資する業務の適切な評価の実施

第一線の職員が速度管理を始めとする交通事故抑止対策の必要性を十分に理解し、自信を持って職務執行に当たることができるよう指導教養の徹底を図るとともに、交通事故抑止に資する業務に対する適切な評価を行うこと。

#### 本件担当

交通企画課企画係	5021、5022
交通指導課取締り企画・駐車対策係	5115、5116
交通規制課規制係	5172～5175